

基安安発0218第1号

平成27年2月18日

都道府県労働局労働基準部長 殿

労働基準局安全衛生部安全課長

(契 印 省 略)

家内労働死傷病届について

家内労働死傷病届の報告については、労働基準局報告例規「安衛504家内労働死傷病届の報告」（別添）に基づき、委託者から提出があった都度、遅滞なく本省に写しを送付することとされている。

今般、一部の都道府県労働局において家内労働死傷病届を受理しながら、写しを本省に送付していない事案が発生し、その原因として、家内労働死傷病届を受理している賃金課・（室）において報告例規の対象であるという認識が無かったこと、複数年に一度しか提出がされないためその取り扱いについて引き継ぎがなされていなかったこと等が認められたところである。

今後、同種の事案を発生させないため、各局においては対策を講ずるとともに、平成21年度以降に、家内労働死傷病届を受理している都道府県労働局においては、本省への報告の有無に係わらず、その写しを2月27日までに送付されたい。

なお、本件については本省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課と協議済みであることを申し添える。

担当：

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

業務係（武部、徳武 内線5482）

安衛504 家内労働死傷病届の報告

家内労働法施行規則第23条第3項の家内労働死傷病届を受理した場合は、遅滞なく、その写を送付すること。